様式2-2

学術機関リポジトリ登録許諾書

20　　年　月　日

九州工業大学附属図書館長　殿

代表者（自署）：

所属： （センター名等ご記入ください）

役職：

連絡先：

E-mail：

下記の論文（全文）を、「九州工業大学学術機関リポジトリ公開利用許諾要件」にしたがって、電子的に公開することを許諾します。

記

20 年度に寄稿した学術論文　（別紙論文リスト　○件）

以上

九州工業大学学術機関リポジトリ公開利用許諾要件

（目的）

1.九州工業大学において生産された学術情報資源を、九州工業大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）に登録し、電子的な手段によって九州工業大学内外に無償で発信・提供することにより、教育・学習活動を支援し、学術研究の振興に貢献することを目的とする。

（電子的公開）

2.九州工業大学附属図書館（以下、「図書館」という。）は、電子化された学術情報資源（以下、「電子データ」という。）をサーバ上に複製し、その複製物をネットワークを通じて公開する。

3.電子データは、情報ネットワーク上の標準的なコンピュータ環境でアクセスできる状態におく。

4.電子データは、書誌的情報等により検索可能とする。

（電子データの利用条件）

5.図書館は電子データの利用に際し、次の事項を遵守する。

(1)著作物及びその標題の表現を改変しないこと。ただし、4.で規定した技術的環境において適切に表現できない部分は、省略又は他の代替物に置換する場合がある。

(2)著作者名及び著作権の表示を行う。

(3)公開にあたり、データの複製（印刷・ダウンロード等）は、調査研究・教育ま

たは学習を目的としている場合に限定されることを明記する。

6.電子データの送信範囲は、九州工業大学学内及び学外とする。

7.電子データの公開対象は、著作物全体とする。

8.電子データの利用についての対価は無償とする。

9.図書館は、利用者が電子データを利用した結果について、その責任を負わない。

（著作物の利用許諾等）

10.リポジトリ登録許諾者（以下、「許諾者」という。）は、著作権のうち複製権・公衆送信権について図書館に利用を認める。

11.許諾者以外に著作権者が存在する場合は、許諾者はあらかじめ他の著作権者から「様式３」により利用許諾を得ておく。

12.当該電子データの利用に際して第三者との紛争が生じることのないよう、許諾者はあらかじめ関係者との調整等を行っておくこと。

（利用許諾要件の変更）

13.公開の許諾要件の変更を希望する場合は、許諾者はその理由を付して、許諾要件の変更を申請することができる。

（公開の解除）

14.公開の解除を希望する場合は、許諾者はその理由を付して、公開の解除を申請することができる。

15.公開に不適切な事実が認められた場合は、図書館は解除の理由を付して、許諾者に公開の解除を通知することができる。

（その他）

16.この許諾書に記載されていない事項については、必要に応じて、許諾者及び図書館が別途協議することとする。